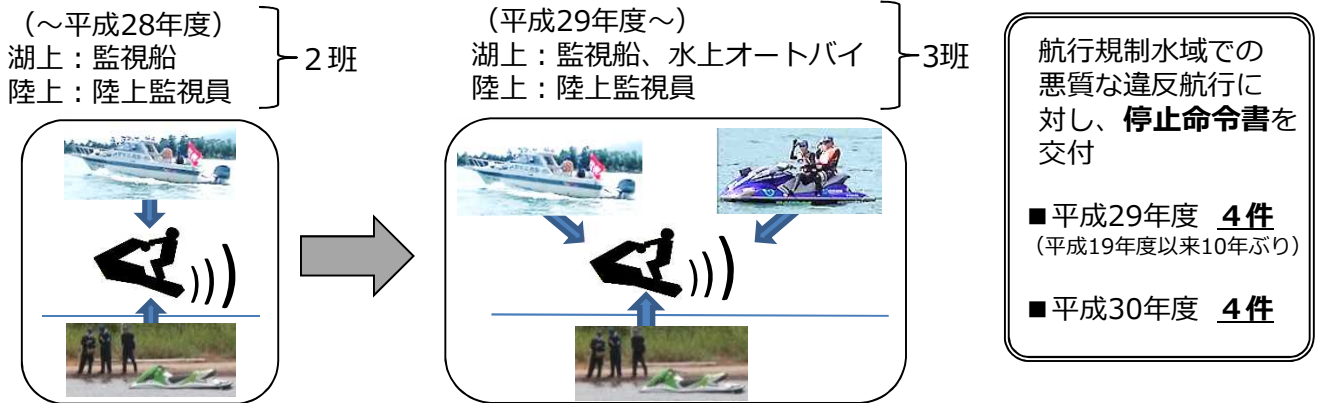


■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルール①～③）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p>ルール1</p> <p>プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止</p> <p>※平成15年4月～</p>	<p>ルール2</p> <p>従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p> <p>※平成23年4月～完全実施</p>	<p>ルール3</p> <p>プレジャーボートの適合証の表示義務</p> <p>※平成24年10月～</p>	<p>ルール4</p> <p>外来魚のリリース禁止</p> <p>※平成15年4月～</p>
--	--	---	---

監視・取締における取締体制の強化について



■令和元年度は、5月から10月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に25回監視船による監視・取締を実施した。プレジャーボート利用者が特に多い7月、8月の日曜日においては、水上オートバイを借用し、3班体制（陸上監視員は2班体制）とすることで、監視・取締を実施した。

■水鳥の営巣地保全水域では、水鳥の飛来に合わせ、11月に漁船を借用し、監視を行った。

■航行規制水域違反者に対する指導・警告数は109件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止違反について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、令和元年度においても航行を確認していない。

適合証の表示義務違反について

■近年、適合証の表示義務は利用者に浸透しており、令和元年度は適合証非表示艇はほとんど確認していない。

関係機関との合同啓発について

- ① 7月14日（日）彦根市松原地区（矢倉川河口部スロープ付近および湖岸緑地松原）における合同啓発
参加機関：滋賀県（流域政策局、都市計画課、琵琶湖保全再生課）、彦根市、地元自治会等
- ② 9月15日（日）近江舞子南浜から北比良における合同啓発
参加機関：PWC安全協会
- ③ 8月11日（日）、8月25日（日）近江舞子南浜から北比良における合同啓発
参加機関：日本小型船舶検査機構

令和元年度航行規制水域の違反行為に対する指導・警告について

○航行規制水域の違反行為に対する指導・警告数

	柳が崎	蓬莱・ 八屋 戸・ 松の浦	北比良・ 近江舞子 ・北小松	彦根	吉川	赤野井	湖北	その他	合計
5月	0	0	1	0	0	0	0	0	1
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	18	0	0	0	0	0	18
8月	0	6	40(38)	0	1	0	0	1	48(38)
9月	0	1	3	0	0	0	0	0	4
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	7	62(38)	0	1	0	0	1	71(38)

()内の数字は水上オートバイによる指導・警告件数